

当地祝日（5月31日及び6月3日）における外出禁止措置の施行について

5月30日、トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、当地祝日（5月31日及び6月3日）における新たな外出禁止措置を発表し、両祝日とも、午前5時から同10時までの時間を除き、外出禁止措置とする旨決定しました。

なお、当国政府は、外出禁止措置の対象とならない時間帯においても、不要不急の外出は避けるよう注意喚起しており、また、現行の夜間外出禁止措置は変更なく継続実施となっておりますのでご注意ください。

4月以降、新型コロナウイルス感染者数が急増しております。手洗い、マスクの着用（着用義務有り）等を徹底し、感染予防に努めてください。

（参考）

政府 HP

<http://laws.gov.tt/ttdll-web/revision/bylegalnotice>

保健省 HP

<https://health.gov.tt/>

（問い合わせ先）

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、スリナム、ガイアナを兼轄）

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago, W. I. (P.O.Box1039)

電話：628-5991 国外からは（国番号 1-868）628-5991

FAX：622-0858 国外からは（国番号 1-868）622-0858

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp